

平成28年度第1回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 平成28年7月21日（木）午後1時35分～4時35分

場 所 小田原市役所大会議室

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岡本委員、鳥居委員、中村委員、
平田委員、松蔭委員、吉田委員

※欠席委員 岩橋委員、吉良委員

小田原市

教育委員会：栢沼教育長

文化部：関野部長、杉崎副部長

文化財課：大島課長、内田副課長、山口担当副課長、高橋担当副課長、
相川主査、飯山主任、下澤主任

概 要

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 議事

（1）協議事項

ア 市指定文化財新規指定候補について（資料1-1、1-2、1-3）
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

当日追加の資料に基づき小田原城内古碑について、追加の説明を行った。

【質疑応答】

（委員長）

まず、寶金剛寺の絹本著色両界曼荼羅図についてご意見を伺いたい。

（委員）

寸法の書き方だが、これは双幅なので多分同じ寸法で作られたものと思われる。寸法を書くときに、測り方にもよるが、134.0と134.1とか、その0.1に果たしてどういう意味があるのか。普通は134でよろしいのではないか。1mmを資料で寸法として表記することに意味があるのか。この資料の性格から違和感を覚えるがいかがか。

(委員)

紙とかもそうですが、経年変化で縮小してしまうことはよくある。ですから、双幅で本来なら同じ寸法を目指して作ったということはあるかもしれないが、出来上がりが少し違ってしまった例はしばしばある。

(委員)

この程度の差をわざわざ書くのはいかがなものか。

(委員長)

私は美術の専門だが、こういう書き方はやはりある。計った時点では、1mm違っていたということなので、その時点ではこうであったということで、このように書いている。

(委員長)

沿革の最後のところに、「住職談」と書かれているが、ここまで厳密に書かなくてもよいのではないか。

(事務局)

住職談をとることとします。

(委員長)

次に、小田原城内古碑についてご意見を伺いたい。

(委員)

内容のところで「石材は箱根火山起因の石材ではない」となっているが、この岩石名というのはわからないのか。調書には岩石名を入れるべきと思うがいかがか。

(委員)

この資料を先日見させていただいたが、こういう状態だと岩石名を決めるのはなかなか難しい。本当に名前を付けるということになると、これを少し欠いて破断面を見るとか、岩石剥片を作り科学的な証拠を取ってやらないと。肉眼の観察だけでは限界があります。

(委員)

箱根火山由来の石材ではないということは言えるのか。

(委員)

箱根火山というのも実は、いろいろ調べるといろんな岩質があつて、すごく多様性があり科学的な調査をしないと断言はなかなか難しい。それは文化財では手が付けられないところの限界かなと思います。

(委員)

そうすると、「箱根火山起因の石材ではない」というこの表現は。

(委員)

何とも言えないです。だからこれがこの資料の本質的な問題なのかどうかというところだと思います。

(事務局)

ただいまのお話では箱根であるかないかということまでは言い切れないということではございましたが、安山岩系とみられるみたいな書き方までが可能なのかどうか。それが書ければ黒雲母片岩ともちょっと違うみたいなところが出てると、単純に常総型が搬入されたとか、黒雲母片岩を持ってきてこちらで作られたとかというものではないということには着けるのかなとは思うのですけれども。その辺でご意見をいただければと思います。

(委員)

昔は、肉眼で見て名前を付けていたのですけれども、見た人の主観がすごく出てきてしまうので、あまり科学的ではない。この石材部調査の難しいところは、手を付けられないということが非常に難しくて限界があるということなんだろうと思います。

(委員長)

これについては、石材が何かというのは結構大きい。だから何か書きたいという気持ちはわかるのですが。書いてしまうと、後世、もし何か誤りがあつた時のこともあって、慎重にということになると思うのですが、これは、どうでしょうか。

それと由緒・沿革等のところで、「安山岩製である」と。これは安山岩製であるのかもしれませんが、これと先ほど議論になっているものと、対比的に書いてあるので、直すなら両方考えながら直した方がよいのかなということが出てくると思います。

(委員)

安山岩は、はっきり肉眼レベルでというところがあるので、この資料に

載っている岩石がそういう特徴がない岩石なんです。となると、どういうふうにも判断できてしまうと云ったら変ですけども、安山岩の特徴が典型的に出ていけばすぐに安山岩とか玄武岩とか言えます。実は安山岩と玄武岩の判断も難しいのですが。本当は分析等しないと分けられないのですが。この石は特に難しかったです。見させていただいて、私も何かわからないというか、このままだとルーペのレベルでは、何だかわからないという感じです。ですからそこか後ろの方でもよいのですが、かけらが一つあれば答えが出るのですけれども。

肉眼レベルで決めようと思うと、たくさんこういうものを見ているかどうかというのがポイントになってくるんです。いろんなところでこういうものを見ている人の情報を得ることが大切だと思います。要するに初めてこれを見たときに、何だろうというふうに思うのと、いろんなところで見えてきて、大体これはこの辺だろうという当たりが付けられるかどうかという違いというのですか、私は今何とか岩と名前を付けると言われても、ちょっと躊躇してしまうのですが、いろんな人に見てもらって、このあたりでいいんじゃないですかというふうにまとめられる。情報をもう少し肉眼レベルで、大勢で見て多数決ではないですけども決められるかというレベルでだと思います。

(委員長)

今、委員のお話を伺いますと、多くの専門家の方々に伺えばわかるのではないかとということにもなりますが。

(委員)

もうちょっとお時間をいただいて、実際にいろんな人に見てもらって、どう思いますかと意見を聞くことは可能だと思います。

検出しないでやる方法というのは、今その辺かなと思います。いろんな人に見てもらって大体この辺でよろしいのではということまで話が整理できるころだと思います。

(委員長)

時間の制約もあって、ちょっと計画的に見ていただくというようなことをやらうということが必要になってくると思うのですが、これは今年に答申するというような計画ですので、それが事務局の方で可能であれば。

(事務局)

期限的なものとしては、次の保護委員会は秋ぐらいに開催させていただければと思っ
ていまして、その時には、この候補を実際にごらんいただくという流れとしたいと

考えています。ですからそのぐらいまでにはいろんなご意見をいただければありがたいと思います。それでもいよいよできない場合には、わからないなりにどこまで評価できるのかの見極めをやって。課題は残るけれども、指定に値すると言えるかどうかについて決められればというふうに考えています。

(委員長)

重要なことだとは思いますが、石の質が分かればベターだというようなところだと思うのです。この物自体というのは、中世まで遡れるということでありますので、指定に持っていくということでもよろしいでしょうか。

(委員)

私は、十分にその価値はあるものと思います。

(委員長)

それではご異論がないようでしたらそのようにさせていただきたいと思います。

(委員)

由緒・沿革のところに「市内には中世段階での板碑が6基」と書いてあるのですが、板碑というのは、中世に発生して江戸時代などにも例外的に作られている地域もありますけれども、本来、中世のものだから、「市内には中世期の板碑が」というような言い方にした方がよいと思います。

(委員長)

それではご意見がないようでしたらこれを進めてください。

次に、前回の会議で出たところの新光明寺の阿弥陀如来坐像についてということで、これもご説明いただいたように、修理が甚だしいということで今回は見送りたいというような説明でありましたけれども、委員と私で5月30日に調査をさせていただきました。

あとで委員からもご意見をいただきたいのですが、右の方の写真を見ていただくと、厚塗りされてイメージが変わってしまっており鎌倉時代とはちょっと言えない状態になってしまっています。これを指定した場合、市民の方々にこういうのが鎌倉時代だと思われても困るので、何かきちんとした解説をしなければいけないというところもありますが、これだけ変わってしましますと、こういうイメージが独り歩きしてしまうこともどうかと考えまして、現時点では早急に指定しない方がよいのではないかというような話が出ました。委員の方はどうですか。

(委員)

私もこのレポートを作られる段階で相談があったので、私も意見を申し上げたのですけれども、やはり文化財的な視点で見ると、やはりちょっと鎌倉時代の仏像として指定するのは厳しいかなという感じがします。また、こういう修理ではいけないのかという、そういうことでもなくて、信仰上はこういう修理もあってよいわけですし、ただ文化財指定と結びつけると、そぐわないということで今回は見送った方がよいのではないかと思います。

(委員長)

ここで見送ったとしてもお寺様とのコンタクトをとっていただいて、重要なものである、そういう文化財的な価値はあるというようなことをお伝えして、コンタクトを取ってというような形で事務局の方はやっていただくとありがたいなと思います。

(事務局)

そういう古いものはもともとはそういうお姿だったということは忘れないように伝えていってくださいねといったことは、私どもの方からお伝えしておく必要があるのかなと思います。それは、きちんとやっていきたいと思います。

(委員長)

それを継続的にお願いできればと思います。

(委員)

仏師さんが、解体修理するという時に写真を解体する前から、解体した後、解体時に削いだもの、木を継いだもの、木を削りだしたものの全部写真をとっている。寺任せではなく寺以外の者が資料として取っておかないと、新しくなった顔を見る限りは、文化財調査をしても鎌倉時代のものとは思わない。また、こういう写真をきちんと取ったうえで、非常に有用なものなので、寺に小さなパネル等を置いておくなど鎌倉期の姿が分かるようにとアドバイスしてもよいのではないのでしょうか。

(委員長)

委員がおっしゃったように、修理の過程や構造等がきちんと写真に撮られており、これはもう鎌倉期のものだとすぐわかる写真が結構あります。また台座の修理の銘文もありますので、そういうのをずっとお寺さんだけというよりも、コピーをして文化財課の方でも保管しておくということは確かに必要だと思います。

皆さんの方でいかがでしょうか。

(委員)

前回の委員会でもちょっとお話ししたんですけれども、この新光明寺の阿弥陀如来坐像のように、市の文化財指定候補に挙がっているというところまでは、寺自体、所蔵者自体が分かっている、修理等を行う時に、気を付けなければいけないんだというようにことまでは、言えるのか。指定の話は出るんだけれども、ちっともならないやということでもまたあれなんだろうが、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

指定の話というのがなかなか難しいものがあると思うのです。何となくそれを予定しているかのような印象を与えてしまってもいけないでしょうし、しかし大事なものであるというのは。前回出てきた指定候補のリストというのは、基本的には各委員さんからお出しいただいたものということで、相手方にまでは伝えていないものだと思うんですけれども、調査の結果、その時代までさかのぼることが分かっているので候補として挙がってきているということからすれば、そういう時代のものでしたら大切になさってくださいとお伝えするところまではできるのかなと思います。おっしゃられるように、修理の機会がある時には信仰の対象ですから、どこまで関わることかということはあるにしても、なるべくその元の姿というものがきちんと伝わるようお願いいたしますということまでは言えるのかなと思います。

(委員長)

そうしますと、そういう具体的な意味というのでどういうことになりますか。私も、やはり私が挙げたものの中世絵画なんですけど、かなりボロボロになっているものがありまして、早く修理をと思うのですが、というものもあります。そういうものは指定するかしないかという段階を追う前に、これは大事にしてくださいというようなことも少しアドバイスするとかということではできるといってよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね。指定のことがちらちらしてしまうとまたいけないのかもしれませんが、そうはいっても調査させていただいた成果をお伝えして、そういうものはなるべく伝えていくためにはということまではお話してあげるべきだなと思います。やり方はちょっと検討させていただきます。

(委員長)

私も挙げたのですが、ほかの委員の方も挙げているものがあるって、結局市の指定というのは、やっぱり一番最初というのは保存が危ないという、そういうようなところ

からやっていくというのが一番だと思います。ですから今我々が挙げたリストの中で、挙げられた委員さんに行ってもらって、やはり具体的にご所蔵者やお寺さんに声をかけてもらうというようなことを進めてもらえたらとは思いますが、ですけども。

(事務局)

それは検討させていただきます。

(委員)

だからもうこれははっきりと、今後指定される候補ということであれば、候補に挙げられた段階からなるべく時間かけないで、きちんと迅速に検討しているということをするようにしないと。

(委員長)

確かにそれにプラスして、リストに挙がっておりますので、あのリストは市の指定にしてふさわしいものがみんな挙がっておりますので、なるべく迅速になんでも検討というのではなくて、市の指定ということは、それはそれで進めていってほしい。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この新光明寺の阿弥陀如来坐像につきましては、今回は見送らせてもらうということにしたいと思います。

また、次回の委員会は10月ごろということでしたけれども、寶金剛寺及び小田原城内古碑については、現物を見ていただいて、またそこでご意見をいただきたいと思ひます。引き続きよろしくどうぞお願ひいたします。

(2) 報告事項

ア 平成27年度文化財課主要事業の結果について(資料2)

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長)

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

(委員)

(2)の百姓曲輪の第1地点ですけども、6月17日の新聞に文化庁で百姓曲輪を国指定史跡とすることについて検討するという記事が出ていましたけれども、これは、経緯としてはどういうことか。試掘段階でそういう方向が引き出されたのか。

(事務局)

試掘の段階ではなく、試掘の段階で堀が出て重要な場所であるということが分かりましたので、まずはその堀が出た部分を何とか開発区域から除外してもらって、何とか残せないかということを経済文化庁と並行して事業者と進めていったということです。事業者は、最初は収益が減りますので難色を示していたのですが、最終的には出たところは残して、そのほかのところで開発を行おうという設計変更を昨年夏ぐらいにさせていただいたような状況があります。

ただ、開発区域、堀が出た部分以外のところで、試掘を行っているのですが、そこでも遺構が一部出ているところがありましたので、開発区域全部ではなくて、試掘によって確認された遺構・遺跡があった部分の442平米ほど、本格調査を行いました。その後、保存された区域について引き続き文化庁、神奈川県教育委員会、それから事業者と協議を進めていった結果、6月の新聞報道のように保存できるようになったということです。

(委員)

内容的に一業者が開発しようとしている矢先なので迅速に対応しないといけない、また遺構保全のために土地を取得するためには、時間的に間に合わないと思うのですが、試掘段階から相当優秀で小田原でも謎の場所であるので、昨年度2月の第2回文化財保護委員会で、非常に貴重なものであり、県、文化庁も含めて、こういう方向で進んでいるというような話があってもいいのかなと思いますけど。

(事務局)

史跡にするには事業者の同意が必要なんですけど、2月の段階では、事業者は反対されていて、何度か交渉している中でこちらももう難しいのかなというぐらいの難しい状況であったのは事実です。

また、やはり事業主の希望もある程度汲みながら、指定に向けて文化庁と調整を進めていくには、2月のタイミングというのは、文化審議会に上げられる書類を国に送り込んでおかないといけない時期ですので、その時点ではそれらの書類を整えて上げていたのですが、最終的に指定を受けて国から補助をいただいて、市が買い取るというふうな流れの部分で、事業主と折り合いがつかない状態が続いていた。最終的には3月に入って一転してご理解を得られたわけですが、そういう状態でしたので、ちょっと状況をご説明できる状態ではなかったというようなことは御理解いただきたいと思います。

(委員)

かなり特異な場所の不思議な方向への遺構の設計なので、そういうことで具申案は

どういうふうにかかれ、どうあげられたのか。市の文化財保護委員会で目が一切通らないで、どんどん事務局の方なりで進められるものであれば、文化財保護委員会そのものが機能しないのではないかなというふうに思うのですけれど。

状況はわかります。例え事後であっても、すでに6月で審議に文化庁の方でかけていますから、そこの具申の具体的なものをあげてきていただいてもよいのかなと。

(事務局)

具体的な追加指定のための説明文みたいなものまでをご用意しておりませんが、本日の報告事項としては追加指定に向けての状況報告というのは入っております。

(委員長)

重要な問題では、スケジュール的に審議会にちょっと間に合わないと、そういうことは技術的には出てくると思います。本当を言えば重要だというのは、例えば回覧して持ち回り会議ですとか、何かそういうようなものも今後開けるとよいのかなと思うこともあります。またその辺のところも少し検討していただければと思います。

(委員)

前回もそういったような話が出て、関連する委員のところに話をすると行ったけれども、とりあえず確認しておくという方法もというのは確か出たと思うのですけれども。

(委員長)

確かに専門の委員がいますので、そういう方ととりあえずは実際に協議してもらってということが必要になってくると思います。その辺もよろしく願いいたします。

イ 平成28年度文化財課主要事業の予定について（資料3）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長)

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

(委員)

1の(2)の石垣山保全対策事業で、馬屋曲輪南側保全対策工事等とありますけれども、本丸の南側の旧道路、切り返しの道路のところに石積みが見えるところも、対象に入っているのですか。

(委員)

石垣山の石積みに沿った行き止まりの道のところにある石垣が、今崩れるほどではないのだけれども、間から木がどんどん成長し始めている。多分みどり公園課になるのでしょうかけれども、できるだけ早期に対応しないと、崩れてしまうなど一大事業になってしまいます。幅積みの状態が見えるところが、ところどころからクスノキ等の若木が大分成長してしまっているのです、できればそういうのは課を超えて調整して早めにやっていかないと観光の面でももったいないと思います。

(事務局)

石垣山は、みどり公園課が植栽管理を担当しておりますが、ある程度芝生や低木についてはきれいにやっています。確かに石垣がきれいに積まれているところに草が生えているというところもあります。観光的なスポットでもあり、潜在的なポテンシャルも高いところですのでみどり公園課と連携してやっていきたいと思います。

また、危険個所については石垣カルテというのをつくっていきまして、優先順位を付けてやっていきますので、注意しながら順序立ててやっていこうと思っています。

(委員長)

よろしくお願いします。みどり公園課の方とも連携してお願いしたいと思います。

(委員)

同じく1の(3)なんですけれども、石丁場のシンポジウムを開くということなのですが、前回も言いましたけれども、説明板の件では、石を切り出した後、早川の方までもっていくところにある説明板には、郷土文化館所蔵の牛が引いていく図と石曳き道の断面構造が確か出ていたと思うのですけれども、あの傾斜のところであの牛の図が出ていますと、ここを牛が引いたんだなというふうに錯覚をしてしまう。石曳き道のことについては、一番石が点在していることの視覚的なものとしては、非常にアピールしやすいのですが、あの場所で牛が引いてなんかというのはあり得ないので、あらためてご検討いただいたうえで開催していただければなというふうには思いますけれども。もしくはそういうことをきちんと理解して話ができる方に参加していただくようなことも含めて開催できた方がよろしいかなと思います。

(事務局)

それは、検討させていただきます。

(委員長)

このシンポジウムについては大変皆さん注目するでしょうから、どうぞよろしくお願ひいたします。

ウ 国指定史跡の追加指定について（資料4）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（委員長）

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

（委員）

ちょっと今気になったのは、百姓曲輪で領民が避難するということは、そういうのも具申案の中に入っているのか。

（事務局）

今回の具申案の中では、具体的にそこまでは書き込んでいなかったかと思います。

（委員）

難しいのは、今たかだか幅が10メートルもない尾根上に、幅が総構に近いぐらいの堀が回っている。それをもってここでは百姓曲輪というふうにしているのですが、曲輪と称するにはあまりにも狭小すぎて、実際に百姓曲輪本体がそこであるかどうかというよりは、そこが字百姓曲輪という字名としては残っているのだけれども、要するに遺構としての百姓曲輪というふうに考えるということ自体を検討していかなければいけない部分もあるので、その具申の内容を見てみないと何とも言い難いのです。その狭小なところにやたらにでかい堀が回っているので、曲輪の機能というよりは、もうほとんど土塁に近い状態のような場所なので。本当はそういうことを含めて文化庁とどういう話をされたのかを知りたくて最終具申案を拝見したいなと思うのです。

（事務局）

そちらはまたちょっと機会を見て提供してご覧いただきながらと思います。

委員がご指摘されているとおりでありまして、その場所自体が公図上百姓曲輪という名前がついて残っているのだけれども、面積的には狭小でして、本当に領民が全部逃げ込めるといような面積ではない。ですからそこは大事な部分なのではあろうけれども、全体としてどう機能したかというところの議論はこれからになります。その百姓曲輪本体の周辺にも切岸だとか堀切であるとかといったお城の遺構が広がっているのですけれども、その有機的なつながりまでがまだ書き込めなくても、この場所は大事なので、まずは指定しようというのが文化庁の姿勢でございます。まだおっしゃ

っているような課題というのは引き続きやっていかなければいけないという考えです。
よろしくをお願いします。

エ 史跡小田原城跡の整備事業について（資料5）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（委員長）

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

（委員）

かつて文化庁の小田原城の復元整備という、江戸末期、幕末あたりを考えていたように記憶しているのですが、委員会で城米曲輪という遺構として整備するという意見は出なかったのですか。

（事務局）

当初は、平成22年の段階で発掘調査が進んでおらずに、その段階では江戸期にそろえて、平成9年の本丸・二の丸整備基本構想にあるとおり、江戸の末期の状況でそろえるということでしたけれども、唯一無二、日本でも珍しいような池跡で五輪塔の石材など2000個以上張り巡らせたような遺構が見つかったり、モザイク模様で様々な色、形を組み合わせた切石でローマの切石敷のような珍しい遺構、それから建物跡などが北条のもので見つかったことをご報告したところ、これは非常に重要なものである、江戸末期の蔵跡の表示も重要ですが、これについても保存と同時に見せることができないかというご意見が調査整備委員会の方でも多く出されました。また文化庁も複合的な整備がよろしいのではないかとこのことを言っていたので、その考えに沿いまして具体的に整備を進めておるところでございます。

オ 史跡小田原城跡小峯御鐘ノ台大堀切西堀の開放について（資料5）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（委員長）

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

（委員）

やっとこれで3本立ち入れるということにはなったのですが、この散策の範囲で言うと、土塁状の法面も堀底も含めて散策範囲という表現になっている。散策によって荒らされるということが一番大きいと思われま。

これだけ今度はオープンになると、遺構の保全と開放というのをどう考えるのか、多分検討されたと思うのですが、その辺はどうですか。

(事務局)

西堀につきましては、遺構の保護につきましては、確かにご指摘のとおり、あまり人が出入りすると傷むのではないかというご意見もございますけれども、こちらの方も週何回か巡回して行って、植栽管理も含めて維持管理していき、その中で把握していきたいと考えております。出入りは自由だけれども、その辺は管理できるよう気を付けながらやってまいりたいと考えております。

(委員長)

管理が大変ですし御苦勞も多いと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

カ 史跡小田原城跡三の丸土塁について(追加)(資料7)

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

(委員長)

委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたい。

(委員)

こういう形で進んでいるということなのですが、問題はこのことが連綿と文化財課なり継承されて、例えば担当者が変わっても一定の説明をきちんと今の居住者に折に触れてしていく、もしくはもうすでにしているのだとは思ひます。ついでに言う、一番左端の台形のような長方形の平面は、箱根口の旧文武館、ここは土塁、それを北側と東側を円で囲む土塁は国指定史跡だけれども、この平面は指定されていないですよ。

(事務局)

厳密には、文武館の南側の柵形の石垣ぐらひは指定になっているところがあります。ただ、文武館本体のその四角い部分は未指定であります。

(委員)

これはずっと前に、全部具申案もできていて、それが立ち消えになってしまったので、せつかく百姓曲輪とかほかのところを追加指定しているので、ここもやれるときにどんどんやっておくべきで、ここは市の所有地ですから早く処理をしていただいた

方がよいのではということ。

また、この北側が三の丸小学校なんですけれど、その小学校の児童や先生方が理解を深められるような方策を、市立小学校でもありますし、ぜひ講じてほしい。

それから今申し上げた柵形については、そこに来て何もわからないのですよ。櫓跡の石積みや土塁上に柵が置いてあるのだけれども、小田原城を散策するときには、ある意味よい空間なのですが、市の所有地であってもまったく説明板がない。ですから、文化財保存、国指定史跡である保存ということは、それはそれで非常に素晴らしいと思いますけれども、それに対する活用ということでの理解、周知を行う。本当に一番良い空間なので、文化財の遺構として周知に活用していただけたらよいなというふうに思います。ご検討をしていただければと。

(事務局)

3点ありました。まず、この①と書いてある文武館という建物があったところで、ここの追加指定の話は、ご指摘のとおりでして、守られているから指定しなくてよいということではないと思います。ただ、現在は国の方から単発で指定を上げるのではなくて、何カ所かまとめて上げていただけるとありがたいということもありますので、幾つか案件が出てくるところを見計らって、ここも入れさせてもらいたい。お話を個別に伺った中では、やはり私が入庁する前は、小田原市も文化財保護への理解が行き渡っていないところがあって、その中で、委員がおっしゃっているような出来事もあったようですので、すべてきちんと残されているところが指定になるということがふさわしいことだと思っております。意識して流れの中に入れてたいと思っています。

それから2番目の三の丸小学校の児童、先生方ということですが、これは土塁をめぐって学校へお邪魔することもあるので、お城の土塁という認識まではお持ちいただいている、勝手に上ってはだめだよと子供たちに言っているというお話は何っているのですけれども、歴史資産として大事な場所だということまで行き切れているのかというのはやはり確かにご指摘のところはあるかと思えます。しかし教育委員会定例会などで、学校の先生方からこの小田原で生まれ育っていく子供たちにいかにこの町を誇りに思ってもらえるかということが、今すごく大事になっているという中で、文化財課としてどういうことができるのかといったことをいただいておりますので、三の丸小に限らずそういった枠組みをまずつくって、小田原は我が誇りといえるような、そういうところをつくっていきけるよう努力していきたいというふうに思います。

それから3点目の箱根口跡の説明ですけれども、あそこは平成元年か2年ぐらいのときに、文武館の跡を発掘調査して柵形の石垣が残っていることを確認できたので、それが見えるような形に少し掘り下げて、お城の門の柵形としての輪郭が見えるように整備しました。ですからタイミングとしてはその時にチャンスはあったのかなと思うのですが、どういうわけだかそのときを逃してしまいました。その後、道の向い側

のスポーツ会館側で見つかった、お堀の跡の説明板はあるのですけれども、前回ご指摘があって、ちょっと道の反対側で離れてしまったりとか、あるいは、江戸時代の枳形の形以外にも戦国時代のお堀が2条、3条と重なってつくられているとか、そういう説明もぎっしり入ってしまっているものですから、確かに江戸時代の小田原城の上方の入口だよというところが少し弱いかなという気がいたします。

なかなか今、看板設置の予算獲得というのは難しいので、折を見てお金が余ったときに設置しているので、なかなか上手に立てられないでいるのですけれども、そこはご指摘をいただきまして、機会を改めてそういう場所だということを出していきたい。これは本丸・二の丸の整備基本構想というものを、城址公園を中心にして持っているわけです。その持っているものの中では、城址公園の部分だけではなくて、その周辺のエリアも含めてどういうふうに導入させるかという、サイン計画みたいなものも必要になっています。今の基本構想は、そこまで練り込めなかった。策定から20年以上たっている状態ですので、タイミングが合ったところから説明板をつくれればよいというふうに思っております。

(委員長)

看板設置というのはなかなか内容も伴わなければいけないし難しいところもあるかもしれませんが、ぜひとも啓蒙の意味も含めて、お願いしたいと思います。特に文化財保護というのは子どものときから教えるというようなことがやはり一番大事だと思います。よろしくお願いします。

(3) その他

ア 発掘調査見学会の御案内について

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

(委員長)

7月23日ですね。皆さんお時間があれば。

皆さんの中でご専門のところでは何かこういうことをちょっとこの場でお話ししておきたいというふうなことがあれば。

(委員)

諮問ではないですけど、稲葉氏の墓所、紹太寺の方はその後様子がどうなのか。これで丸2年ですが。

(事務局)

ご心配をおかけしている紹太寺の墓所でございますが、以前の委員会のご説

明では、墓所に倒れ掛かっている木だけでも市の予算で除去することはできないだろうかということも内部で検討したのだけれども、最終的に文化財を所有されている皆さんに対して、公平性の点で少し逸脱してしまうのではないかという結論に至り、予算化が見送られたという話まではしたと思うのです。

しかし、所有者である紹太寺さんがなかなか動けないでいる状態を解消する手立てはないかということで、私どもは、最近はやりとなっているクラウドファンディングも活用できるのではないかということで、4月にその業者を呼んで、文化財所有者の皆さんにも案内を出して一緒にお話を聞きました。それでいきますと、今の市の補助制度が一つあって、お寺さんの方でもご負担いただくのですけれども、そのご負担の額をクラウドファンディングで埋めて、少しでもお寺さんの負担が減る。そういう枠を考えたのです。紹太寺さんはお話を聞いてくださったのですが、それでもやはりちょっと墓所も大事なんだが、鉄牛和上の寿塔の方の木も倒れそうで、その手当てが先に必要ではないかとか、枝垂桜の方も実はあまりよくないといった課題がいっぱいあるものだから、なかなかちょっと思いきれないというお話が続いてしまっております。

我々としては、いろいろ知恵も絞って働きかけは続けてまいりたいとは思っているのですが、残念ながら目に見えた進展があったというところには至っていません。

(委員)

文化財課とも話したのですけれども、25年前ぐらいに稲葉家の墓所のところを小田原市が公園化のため買い上げるといいう話があったが、市の計画の変更か何かで、変わったということです。今の寺の対応を見ていると、クラウドファンディングを使ったとしても、その後の2次的3次的な管理の問題等が発生することが想定されるので、稲葉家の墓所や枝垂桜、紹太寺の黄檗宗の大伽藍といった観光的な面と文化財的な面から、いっそ市の方へ寄付してもらって、公有地化して管理するという方がよいのではと思うのですけれど。その辺については、今後文化財課だけで考えるのか、これはみどり公園課等の考えがあるのでしょうか。

(事務局)

おっしゃられたような計画があったことは確かなようですが、所管課に確認しましたら、現状では完全に消えている状態であるということでした。

ただ、今ご指摘がありましたように、これまでは昔の紹太寺さんの勢いでこそあの山が守れたということは確かにあるのです。今はもう本当にご負担が大きくて、これは紹太寺さんに限らず、お寺さんは、なかなかいろいろなところで苦慮されているというふうなお話は聞きます。ですから何が最善と答えるかというのは非常に難しいところはあると思うのですけれども、ご指摘いただいたこともちょっと頭に入れておいて、お寺さんの方の思いも見極めながら解決に向けて動き出せるようにしたいと思

います。

(委員長)

お寺さんと常にコンタクトを取っていくというのは、これは一番大事なことだろうとか思います。

(事務局)

議会でも何人かの議員が心配されていて、今日ご説明したようなお話をしているのだけれども、そういうふうにはやってはくれているのだなという言い方はしてくださっています。引き続き努力してまいりますけれども、何かよその事例ですとかアイデア等がありましたら、ぜひ委員会を待たずにこんなことをやっているところがあったとか、お知らせをいただければありがたいと存じます。よろしく願いいたします。

(委員長)

あくまでもお寺さんが主体となってというところはあるでしょうから、なるべくコンタクトをとりつつやっていただきたいと思います。

(委員)

日本たばこ跡地と連続して田中組とかがあった城米曲輪の東側、そこを市が買い取って弁財天曲輪の看板が立ったのですが、その弁財天曲輪の表示の案内板があるところが、みんな弁財天曲輪だと思ってしまうのだけれども、そうではないということと、看板を見ても弁財天曲輪がいったいどういう形でどういう機能なのかというのが分からない。だから知らない人が見るとそこは弁財天曲輪そのものだと思ってしまうのだけれども、それは違うということ。

それから看板の内容、先ほど言った土地は買収して保存しましたけれども、立て看板というのは、城跡にしてみれば唯一のアピールするものであり、立て看板が命なんですけれども、その立て看板の表現の仕方とか、図にしても記述の仕方にしても、かなり神経を使って、金を使うのであれば有効なものにしていかないと、市民もさることながら外から小田原城を見に来ても、天守閣は見に行くけれど、本当の戦国時代や江戸時代の小田原城の理解が現地できないまま帰ってしまうというような、もったいない状態が起こるので、できれば今後そういうものを具体的に検討するような方法ができるとよろしいのではないかなと思っています。

(事務局)

これも個別にいろいろご意見をいただきましたが、私どもはむしろどちらかというと、往来する人のためにどっちに行ったら何というのがわかるついでに、そこがこん

な感じだったんだよというのが伝わればよいというふうな思いで作ったところがあるので、委員が期待したものとはちょっとずれています。さっき申しましたけれども、そういう問題が本丸・二の丸整備基本構想の中のサイン計画で、どういう役割のサインがどこにあってというようなものが作られて初めてまっとうなものになっていくのですけれども、なかなか一括して城址公園周辺の説明板を系統的にこう置こうというふうな機会がなかなかない中で、個別に作れるチャンスが来た時に、一生懸命作るのだけれどもちょっとずれが生じるといいますか、そういうところが現状なのかなと思います。せっかくこうしていただいておりますので、そういったところを次回は少しでもよくなるようにご相談しながらやらせていただければと思っています。

(委員長)

本当は系統的にできれば、全部が統一されるような形で、それがまたぐるっと回れるような形になるとよいとは思うのですけれども。

それでは長時間みなさんありがとうございました。これで1回目の文化財保護委員会を閉めたいと思います。どうもありがとうございました。